

基本財産管理規程

(目的)

第1条 本財団の事業を適正かつ円滑に運営するため、基本財産を設ける。

(定款上の規定)

第2条 この基本財産は、定款第5条に規定する財産とする。

(基本財産の種類)

第3条 この基本財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第3項第1号の「第26条第3号に規定する公益目的保有財産（公益認定を受けた日以後に公益目的保有財産から生じた収益の額に相当する財産）」及び法律施行規則第22条第3項第2号の「公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産」に充てるための財産とする。

(使途)

第4条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第3項第2号の基本財産は、貸借対照表の勘定科目を基本財産（固定資産）に設定し、財産の使途及び保有目的は、その運用益を適正な範囲で公益目的事業を実施するための管理費に充てる。公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第3項第1号の基本財産は公益目的事業を行うために充てる。

(構成)

第5条 この基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 評議員会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
- (2) 寄附者から基本財産とすることを指定して寄附された財産

(管理)

第6条 この基本財産は、理事長が管理し、安全かつ適切に運用するものとする。

(決議)

第7条 公益目的事業の実施のため必要な場合に限り、評議員会の議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議を経て、この基本財産の全部若しくは一部を取り崩して、公益目的事業実施費用に充てることができる。

(変更)

第8条 この規程の変更は、評議員会の決議によるものとする。

附則 この規程は、本財団が公益認定を受けて移行の登記をした日から施行する。

2 本財団が公益認定を受けて移行の登記をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産は、本規程に基づく基本財産とする。

この規程は、平成23年9月1日より実施する。(平成23年1月17日評議員会決議)

この規程は、平成24年2月28日に改定する。(平成24年2月28日評議員会決議)

以上